

## 【通常の入札公告文】（必要入札参加資格部分の抜粋）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 佐賀市における平成〇・〇年度入札参加資格審査の結果、土木一式工事の等級が、〇級に認定されていること。
- イ 佐賀市に本店を有していること。
- ウ 佐賀市が発注した工事(佐賀市上下水道局水循環部財務課を契約窓口として発注した工事で、その種類が土木一式のものに限る。)の手持工事(落札決定から成工検査に係る監督・検査確認申請書を提出するまでの間にある工事をいう。以下同じ。)件数が1件以内であること。ただし、次に掲げる工事は、手持工事件数に含めない。
- (ア)指名競争入札又は随意契約により発注した工事
- (イ)災害復旧工事
- (ウ)特定建設工事共同企業体を要件として発注した工事
- (エ)下水道特殊工事(管きょ更生、マンホール更生)
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。(35百万円以上の工事は、専任での配置が必要)
- オ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は氏名回避措置(以下「指名停止等の措置」という。)を受けていないこと。
- (ア)佐賀市(佐賀市上下水道局を含む。(イ)において同じ。)による指名停止等の措置。
- (イ)佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置(佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。)
- カ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領(平成28年4月1日施行)第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。
- キ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領(平成24年4月1日施行)第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。
- (2) 入札参加資格を有する者が、(1)アからウまでに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)エからキまでに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。